

# テキストチェックゼミ 第5回

## ～第4章～

TAC監査論講師  
岡田 健司



# ガイダンス～テキストチェックゼミの目的～

## ■最終的な目的

「体系的に監査論を理解するためのヒントと勉強方法を提供」

## ■このテキストチェックゼミの主眼(受講する意義)

1. テキストの意味内容(深い意味)を整理する
2. テキスト間・論点間のつながりを明示する
3. 他の受講生のレベルを知る

### ※注意点※

最大限効果を高めるために、**予習を前提**とし（但しガチの暗記不要）、かつ、2時間という限られた時間での進行であるので**全ての論点を網羅したものではない**点に注意してください。



# ガイダンス～監査論は何を学習する科目か～

## ■何を学習しているのか

1. 社会的信頼に足る監査を実施するための「しなければならない」ルール
2. 上記の趣旨、目的、ルール化に至った理論的背景

## ■このテキストチェックゼミとの関連

1. 殆ど取りあげません(一部例外あり)
2. こちらをメインにとりあげます

### ※補足※

1. のルールの多くは法令基準集に掲載されています。  
したがって、論文監査論学習上、1. については法令基準集の検索能力を高める、2. については日頃から考える癖をつける、重要なものは覚えるという学習方針となります。



# ガイダンス～今後の進行（予定）～【第2回目の実施を受けて更新】

|   | 日程    | 主な内容（学習テーマ）                                                                          | 該当図表  | テキストの範囲        | 該当頁       |
|---|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------|-----------|
| 1 | 1月8日  | ガイダンス、第1章（財務諸表監査総論）及び第2章（監査の実施）から主に監査の必要性、財務諸表監査の目的・前提・機能、監査主体の条件、監査実施の全体像、監査意見形成の論理 | 図表1   | 第1章～第2章第2節     | 1頁～51頁    |
| 2 | 1月22日 | 監査論1位の合格者に聞こう！&第2章（監査の実施）から主に監査手続、監査証拠（確認まで）                                         | 図表2   | 第2章第2節         | 52頁～63頁   |
| 3 | 2月12日 | 第2章（監査の実施）から主に、監査証拠（立会から）内部統制、試査、リスク・アプローチ、リスク評価と対応、特検リスク、会計上の見積り、監査上の重要性            | 図表3・4 | 第2章第3節～第5節     | 64頁～128頁  |
| 4 | 2月26日 | 第2章（監査の実施）から監査計画、グループ監査、経営者確書、第3章（監査報告）                                              | 図表5・6 | 第2章第6節～第8節、第3章 | 129頁～212頁 |
| 5 | 3月12日 | 第4章（個別論点）から主に不正等への対応、継続企業、監査役等とのコミュニケーション、KAM、後発事象、契約の新規の締結及び更新、監査人の交代、その他の記載内容      | 図表7   | 第4章            | 213頁～284頁 |
| 6 | 3月26日 | 第5章（保証業務）から主に四半期レビュー、内部統制監査、特別目的の財務諸表に対する監査                                          | －     | 第5章            | 285頁～352頁 |
| 7 | 4月16日 | 第6章（監査制度）から主に法令違反等事実、監査人の独立性、概念的枠組みアプローチ、守秘義務の解除、監査基準の改訂の歴史その他横断的に論点を整理              | －     | 第6章含む全範囲       | 全範囲       |

※ 予習を前提とします。

※ 当日は2023年度上級テキストと（可能であれば）法令基準集をご用意ください（ゼミ中に両方みていただいて構いません。）。



# 第5回(主な学習テーマ)

## ■第4章(個別論点)(品質管理を除く。)

不正等への対応(216～229頁)、違法行為(230～232頁)、継続企業の前提(234～246頁)、監査役等とのコミュニケーション及び監査上の主要な検討事項等(248～255頁)、後発事象(276～277頁)、比較情報(278～280頁)、その他の記載内容(281～284頁)



## 第4章(個別論点) 第1節

### Q4-1

「不正の特徴を3点列挙してください」



## 第4章(個別論点) 第1節

### Q4-1

「不正の特徴を3点列挙してください」

### A4-1 該当テキスト頁:216頁・217頁・219頁

- ①意図的、②隠蔽を伴う可能性がある、③共謀により組織的に行われることがある
- したがって、誤謬と比べて発見が困難であるといえます。
- そこで、誤謬を発見するために有効な監査手続が不正には必ずしも有効ではないといった認識をもち、また、職業的懐疑心を常に保持、場合によっては発揮、高めるなどの対処が必要となります。



## 第4章（個別論点） 第1節

### Q4－2

「不正リスク要因を3点列挙するとともに、リスク評価手続において不正リスク要因を考慮する必要がある理由を説明してください」





## 第4章(個別論点) 第1節

### Q4-2

「不正リスク要因を3点列挙するとともに、リスク評価手続において不正リスク要因を考慮する必要がある理由を説明してください」

### A4-2 該当テキスト頁:218頁

- ①動機・プレッシャー、②機会、③姿勢・正当化です。
- 不正が行われた状況においては不正リスク要因が存在していたという過去の教訓を踏まえて、不正リスク要因がある状況においては不正の可能性により注意すべきであることから、不正リスク(不正による重要な虚偽表示リスク)を識別する必要があるためです。
- 即ち、不正リスク要因の考慮が重要な虚偽表示リスク、特に不正リスクの識別に役立つためです。



## 第4章(個別論点) 第1節

### Q4-3

「不正リスク対応基準の適用範囲を説明してください、また、いわゆる不正の『兆候』、『示唆』、『疑義』のうち、不正リスク対応基準が適用される場合に所定の要求事項が課されるものはいずれであるか答えてください」



## 第4章(個別論点) 第1節

### Q4-3

「不正リスク対応基準の適用範囲を説明してください、また、いわゆる不正の『兆候』、『示唆』、『疑義』のうち、不正リスク対応基準が適用される場合に所定の要求事項が課されるものはいずれであるか答えてください」

### A4-3 該当テキスト頁:224頁

- 財務諸表及び監査報告の利用者が多く社会的影響が特に大きい**上場企業等**において適用されます。
- いわゆる不正の『兆候』、『示唆』、『疑義』のうち、不正リスク対応基準が適用される場合に所定の要求事項が課されるものは『示唆』と『疑義』です。監基報240. F35、F39あたりを参照してください。



## 第4章(個別論点) 第1節

### Q4-4

「では、不正リスク対応基準が適用される場合に不正の『示唆』を認めた場合の追加的な要求事項の内容を教えてください」



## 第4章(個別論点) 第1節

### Q4-4

「では、不正リスク対応基準が適用される場合に不正の『示唆』を認めた場合の追加的な要求事項の内容を教えてください」

### A4-4 該当テキスト頁:226頁

- 『疑義』に該当するかどうかを判断するために、①適切な階層の経営者に質問し説明を求めるとともに、②追加的な監査手続を立案し、実施する必要があります。
- 論文式試験では、法令基準集には『兆候』や『示唆』の例示が示された付録が収納されていないため、問題文から皆さんが『兆候』や『示唆』であると判断する問題は出題してはならないと考えられます。通常は問題文に『兆候』や『示唆』と明記するのが一般的(常識的)ですが、そういった前提無く過去に一度出題されたことがあります。問題の構成からして『兆候』や『示唆』と認定しなければ後の流れにつながらないようであれば『兆候』や『示唆』と認定してください(ただし、慎重に判断してください)。



## 第4章(個別論点) 第1節

### Q4-5

「では、不正リスク対応基準が適用される場合に不正の『疑義』を認めた場合の追加的な要求事項の内容を教えてください」



## 第4章(個別論点) 第1節

### Q4-5

「では、不正リスク対応基準が適用される場合に不正の『疑義』を認めた場合の追加的な要求事項の内容を教えてください」

### A4-5 該当テキスト頁:226頁・223頁

- 想定される不正の態様等に直接対応した監査手続を実施する必要があります。そのための監査計画の修正が必要になります。また、経営者の関与が疑われる場合等は監査役等に報告します。
- すなわち、限りなく不正が行われている可能性が高いため、不正であることを裏付けるために十分かつ適切な監査証拠を入手する必要があります。
- 不正が行われているのであれば、経営者等に報告するとともに、通常件外調査の実施を依頼します。また、不正が生じている事実を踏まえてリスクの再評価を行い、監査計画の修正を検討します(テキスト223頁)。



## 第4章(個別論点) 第1節

### Q4-6

「監査人が行うリスク評価には一定の限界があることから、監査人のリスク評価にかかわらず必ず『●●●による●●●●の●●●リスク』を識別しなければなりません。●を埋めるとともに、当該リスクへの対応手続を漏れなく列挙してください」





## 第4章(個別論点) 第1節

### Q4-6

「監査人が行うリスク評価には一定の限界があることから、監査人のリスク評価にかかわらず必ず『●●●による●●●●の●●●リスク』を識別しなければなりません。●を埋めるとともに、当該リスクへの対応手続を漏れなく列挙してください」

### A4-6 該当テキスト頁:221頁

- 『**経営者による内部統制の無効化リスク**』です(無効果ではないので注意！)。
- 当該リスクは必ず識別するとともに以下の対応手続を必ず実施する必要があります。
  - ①**仕訳テスト**、②**会計上の見積りにおける経営者の偏向の有無の検討**、③**通例ではない取引の事業上の合理性の検討の3種類**です。



## 第4章(個別論点) 第1節

### Q4-7

「監査上法令が2つに分類されていますがその理由を説明してください」



## 第4章(個別論点) 第1節

### Q4-7

「監査上法令が2つに分類されていますがその理由を説明してください」

### A4-7 該当テキスト頁:230頁・231頁

- 監査上2つの法令の分類に応じて**実施すべき監査上の対応が異なる**ためです。
- すなわち、①財務諸表の金額及び開示の決定に重要な影響をもたらす法人税法などの法令については**法令違反＝虚偽表示**となることから**法令違反ではないことについての十分かつ適切な監査証拠を入手**する必要があります。
- また、②その他の法令については重要な法令違反の識別に資する**特定の2種類の監査手続の実施**が求められます(テキスト231頁(3)②b)に記載のとおり)。



## 第4章(個別論点) 第1節

### Q4－8

「法令違反あるいは違法行為によって財務諸表の金額に影響がある場合に、その影響が財務諸表に反映されていない場合には監査報告にあたってどのような対応が必要か教えてください」



## 第4章(個別論点) 第1節

### Q4-8

「法令違反あるいは違法行為によって財務諸表の金額に影響がある場合に、その影響が財務諸表に反映されていない場合には監査報告にあたってどのような対応が必要か教えてください」

### A4-8 該当テキスト頁:232頁

- 例えば違法行為によって損害賠償金を支払う可能性が高い場合には、損害賠償損失引当金を認識するなどの対応が必要です。
- このような場合にこれらの内容が財務諸表に反映されていないのであれば**意見に関する除外**として取り扱うこととなります。



## 第4章(個別論点) 第1節

### Q4－9

「違法行為を発見した場合に、金融庁にその違法行為の報告が求められる場合があります。どのようなときでしょうか、教えてください」



## 第4章(個別論点) 第1節

### Q4-9

「違法行為を発見した場合に、金融庁にその違法行為の報告が求められる場合があります。どのようなときでしょうか、教えてください」

### A4-9 該当テキスト頁:362頁

- 金融商品取引法監査を行っているときに、法令違反等事実を発見して所定の条件を満たしたときです。
- 具体的には、発見した事実を書面で通知したうえで、①会社が是正をせず、②当該事実の影響が重大で、③その重大な事実の防止が必要であると監査人が判断した場合です。



## 第4章（個別論点） 第2節

### Q4－10

「継続企業の前提に関する経営者の責任を説明してください」





## 第4章(個別論点) 第2節

### Q4－10

「継続企業の前提に関する経営者の責任を説明してください」

### A4－10 該当テキスト頁:235頁

- 経営者は適正な財務諸表を作成する責任を負っています。そこで、継続企業の前提に関して経営者は、
  - 期末日に合理的な期間に亘って継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成することが適切かどうかを評価し、
  - 事象又は状況がある場合には状況を解消又は改善するための対応策を策定し、なお重要な不確実性があるかどうかを判断し、
  - 重要な不確実性がある場合には財務諸表に所定の事項を注記する必要があります。



## 第4章（個別論点） 第2節

### Q4－11

「継続企業の前提に関して経営者が所定の事項を財務諸表に注記しなければならない条件及び事項を説明してください」



## 第4章(個別論点) 第2節

### Q4-11

「継続企業の前提に関して経営者が所定の事項を財務諸表に注記しなければならない条件及び事項を説明してください」

### A4-11 該当テキスト頁:235頁

- テキスト235頁(3)及び(※3)のとおり。必ず暗記が必要です。



## 第4章（個別論点） 第2節

### Q4－12

「継続企業の前提に関する監査人の責任を説明してください」



## 第4章(個別論点) 第2節

### Q4-12

「継続企業の前提に関する監査人の責任を説明してください」

### A4-12 該当テキスト頁:237頁

- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性について十分かつ適切な監査証拠を入手して結論付ける責任があります
- 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを結論付ける責任があります



## 第4章（個別論点） 第2節

### Q4－13

「継続企業の前提に関する監査報告の類型を説明してください」



## 第4章(個別論点) 第2節

### Q4-13

「継続企業の前提に関する監査報告の類型を説明してください」

**A4-13** 該当テキスト頁:240頁(監査範囲の制約)、241頁(意見に関する除外)

- 監査範囲の制約については240頁のとおり
- 意見に関する除外については241頁のとおり



## 第4章（個別論点） 第2節

### Q4－14

「継続企業の前提に関する事項について、以前は強調事項とされていましたが、現在は『記載事項』として整理されています。その理由を説明してください」





## 第4章(個別論点) 第2節

### Q4-14

「継続企業の前提に関する事項について、以前は強調事項とされていましたが、現在は『記載事項』として整理されています。その理由を説明してください」

### A4-14 該当テキスト頁:243頁

- 以前から継続企業の前提に関する事項は必ず監査報告書に情報として追記するものとされてきました。この点、**追記情報の強調事項の定義と矛盾するため**「記載事項」として整理されました。
- また、当該継続企業の前提に関する事項は**財務諸表利用者の意思決定にあたって極めて重要な情報であることから利用者への注意を喚起するために**必ず監査報告書における情報として記載します。



## 第4章（個別論点） 第3節

### Q4－15

「監査役等が財務報告プロセスを監視するとは具体的にどういうことでしょうか」



## 第4章(個別論点) 第3節

### Q4-15

「監査役等が財務報告プロセスを監視するとは具体的にどういうことでしょうか」

### A4-15 該当テキスト頁:248頁

- 経営者を監視監督する責任を有する監査役は経営者の財務報告プロセスを監視する責任があります。
- 具体的には、**経営者が適正な財務諸表を作成しているか、そのための内部統制を整備運用しているかどうかを監視する責任**を有しています。これらの責任を果たすために監査人は未修正の重要な虚偽表示などを報告する責任(128頁(※3)、249頁(2))があるのです。



## 第4章(個別論点) 第3節

### Q4-16

「監査人はテキスト249頁の(2)の事項を監査役等に報告する責任があります。特に公認会計士法上の大会社等である場合には④独立性や⑤の品質管理システムの状況は監査役等に書面で報告しますが、これらの状況はなぜ監査役等に報告しなければならないのでしょうか」



## 第4章(個別論点) 第3節

### Q4-16

「監査人はテキスト249頁の(2)の事項を監査役等に報告する責任があります。特に公認会計士法上の大会社等である場合には④独立性や⑤の品質管理システムの状況は監査役等に書面で報告しますが、これらの状況はなぜ監査役等に報告しなければならないのでしょうか」

### A4-16 該当テキスト頁:249頁、372・373頁

- 監査役等は会計監査人の監査結果を利用する立場にあることから、会計監査人の独立性や品質管理システムの状況に重大な関心があるためです。



## 第4章(個別論点) 第3節

### Q4-17

「監査上の主要な検討事項は企業に関する情報かどうか答えてください」



## 第4章(個別論点) 第3節

### Q4-17

「監査上の主要な検討事項は企業に関する情報かどうか答えてください」

### A4-17 該当テキスト頁:250頁

- 監査上の主要な検討事項は企業に関する情報ではありません。
- 監査上の主要な検討事項は監査意見に至る監査のプロセスに関する情報(監査に関する情報)です。



## 第4章（個別論点） 第3節

### Q4－18

「監査上の主要な検討事項の報告が監査役等の決算財務報告プロセスを監視する責任を強化したり、内部統制の強化につながることもあるといわれます。その内容を説明してください」





## 第4章(個別論点) 第3節

### Q4-18

「監査上の主要な検討事項の報告が監査役等の決算財務報告プロセスを監視する責任を強化したり、内部統制の強化につながることもあるといわれます。その内容を説明してください」

### A4-18 該当テキスト頁:250頁

- 監査上の主要な検討事項を監査役等や経営者と報告共有することで、**企業のリスクに関する情報が、企業(経営者と監査役)と監査人との間で共有**されることになります。
- これによって、**監査役等の決算財務報告プロセスを監視する責任を強化したり、経営者がリスク認識を改めて内部統制の強化につながる**ことがある



## 第4章（個別論点） 第3節

### Q4－19

「テキスト255頁の①～④の内容を説明してください」



## 第4章(個別論点) 第3節

### Q4-19

「テキスト255頁の①～④の内容を説明してください」

### A4-19 該当テキスト頁:255頁

- ①はKAMはあくまでも監査に関する情報であるから企業が本来表示開示すべき情報であってならない
- ②は本来除外事項とすべき内容をKAMとしてはならない
- ③は本来継続企業の前提に関する重要な不確実性に関する事項をKAMとしてはならない
- ④はKAMが個別的に財務諸表の一部に対して意見を表明したと誤解されてはならない



## 第4章(個別論点) 第4節

### 注意点

- 第4章第4節(259頁、273頁は除く。)は品質管理基準、品基報1の大改正によって、抜本的に内容が見直しされています
- そこで、**現在のテキストでの学習はいったんストップ**させてください。
- 短答式試験受験生は短答直前講義(既に配信済み)を、論文直前講義(今後5月から6月にかけて配信予定)を必ず受講してください。



## 第4章（個別論点） 第5節

### Q4－20

「監査報告日はこの日までに発生した●●事象を検討したことを対外的に意味する意義もある、この●●に入る用語を教えてください」



## 第4章(個別論点) 第5節

### Q4-20

「監査報告日はこの日までに発生した●●事象を検討したことを対外的に意味する意義もある、この●●に入る用語を教えてください」

**A4-20** 該当テキスト頁:186頁、211頁、276頁

- 後発事象**です。
- そこで、監査報告書日までに発生した後発事象について監査人は適切に識別しなければなりません。



## 第4章（個別論点） 第5節

### Q4－21

「テキスト276頁（1）の①～④の手続が後発事象の識別に役立つことを説明してください」



## 第4章(個別論点) 第5節

### Q4-21

「テキスト276頁(1)の①～④の手続が後発事象の識別に役立つことを説明してください」

**A4-21** 該当テキスト頁:276頁

- ①は理解がリスク評価(あるいはリスク対応)に役立つからです。
- ②は質問が後発事象の識別に役立つからです。
- ③は重要な意思決定を議事録等から把握することができるからです。
- ④は重要な財務諸表の変動の把握を通じて後発事象の端緒を掴めるからです。





## 第4章(個別論点) 第5節

### Q4－22

「日本の金融商品取引法監査においては比較情報はどのように概念として整理されているか教えてください」



## 第4章(個別論点) 第5節

### Q4-22

「日本の金融商品取引法監査においては比較情報はどのように概念として整理されているか教えてください」

A4-22 該当テキスト頁:278頁

- **当年度の財務諸表の密接不可分な一部**であると整理されています(いわゆる対応数値方式における整理)。
- したがって当年度の財務諸表全体に含まれる監査対象であり、財務諸表全体に対して意見を表明する過程においてはあくまでも財務諸表の一部であることから比較情報だけを取り立てて言及することはないとされています。



## 第4章（個別論点） 第5節

### Q4－23

「有価証券報告書においてその他の記載内容とは具体的にどの部分を指すのか360頁の[参考]の図を用いて説明してください」



## 第4章(個別論点) 第5節

### Q4-23

「有価証券報告書においてその他の記載内容とは具体的にどの部分を指すのか360頁の[参考]の図を用いて説明してください」

**A4-23** 該当テキスト頁:360頁

- ⑤と⑧(監査報告書)以外の箇所、すなわち、①～④、⑥、⑦です。



## 第4章（個別論点） 第5節

### Q4－24

「その他の記載内容と財務諸表に重要な相違があった場合、その原因は何が考えられますか」



## 第4章(個別論点) 第5節

### Q4-24

「その他の記載内容と財務諸表に重要な相違があった場合、その原因は何が考えられますか」

A4-24 該当テキスト頁:282頁

- 大きく分けて**その他の記載内容に重要な誤りがあるか、財務諸表に重要な虚偽表示がある**のいずれかが原因として考えられます。



## 第4章（個別論点） 第5節

### Q4－25

「では、その原因別に監査人に求められる対応の内容について説明してください」



## 第4章(個別論点) 第5節

### Q4-25

「では、その原因別に監査人に求められる対応の内容について説明してください」

### A4-25 該当テキスト頁:282頁

- ①その他の記載内容に重要な誤りがある場合には、**経営者に修正を要請し、修正が行われたことを確かめます。**
- ②財務諸表に重要な虚偽表示がある場合には、**監査の基準に従って適切に対応します。**
  - 具体的には、**経営者に財務諸表の修正を指示する、リスクの再評価、監査計画の修正を行うなど**です。





## 第4章（個別論点） 第5節

### Q4－26

「では、なぜその他の記載内容に重要な誤りがある場合に、その内容を『その他の記載内容』区分に記載して報告しなければならないのでしょうか」



## 第4章(個別論点) 第5節

### Q4-26

「では、なぜその他の記載内容に重要な誤りがある場合に、その内容を『その他の記載内容』区分に記載して報告しなければならないのでしょうか」

**A4-26** 該当テキスト頁:281頁・283頁

- 当該内容を記載しなければ、財務諸表に重要な誤りがあるがゆえに重要な相違が生じているといった誤解、その結果**財務諸表や財務諸表監査の信頼性に影響**が及ぶ可能性があるためです。



絶対に合格して  
会計士になろう！



絶対合格宣言！